

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第50回）開催結果概要

1 日時

平成25年5月20日（月）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

甲斐哲彦，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，
野間万友美，細田啓介，水野美鈴，山本和彦

（事務総局）

小林宏司審議官，小野寺真也総務局第一課長，佐々木健二総務局参事官，
岡崎克彦民事局第一・三課長，高橋康明刑事局第一・三課長，
三輪方大行政局第一・三課長，馬渡直史家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 本日の進行等について

高橋座長から，本日は，事務局が作成した第5回報告書案について意見交換を行う旨が確認され，小林審議官から，報告書案の構成等につき，報告書案は，「概況編」と「社会的要因編」の2分冊で構成されており，報告書を製本する際も同様の構成とする予定であること，「概況編」については，「事件の概況」，「民事第一審訴訟事件の概況」，「刑事第一審訴訟事件の概況」，「家事事件の概況」，「上訴審における訴訟事件の概況」の各パートで構成されており，骨子案からの修正として，統計データを平成24年のものに更新するとともに，骨子案では掲載していなかった統計項目の追加等を行ったこと，「社会的要因編」について前回の検討会での意見等を踏まえた修正を加えるとともに，統計データを更新したこ

とや、各種調査結果の結果概要を「資料編」として巻末に掲載したことなどが説明された。

イ 社会的要因編に関する意見交換について

小林審議官から、社会的要因編について、骨子案からの主要な修正点の概略について説明された。

(中尾委員)

報告書案では、これまで漠然とは感じていたものの、目に見える形で整理されていなかった点が実証的に検証されているが、特に評価できる点として、社会には、膨大な数の潜在的紛争が存在するということが、単なる机上の仮説としてではなく、実情調査等に基づき実証的に検証されていること、法的紛争の動向として、潜在的紛争が顕在化し、紛争が増大するとともに、質的にも複雑化・多様化・先鋭化していくという分析の方向性が示されていること、量的に増大し、質的に複雑化・多様化する紛争を適切に解決するには基盤整備が必要であるという前提に立った上で、裁判所とADR等とのあるべき役割分担の形が体系的に示されていること、

裁判外の制度等を分析しつつも、裁判所の基盤整備に言及し、特にADR等の整備が道半ばの状況にあって、裁判所は、司法型ADRである調停制度等を通じて量的に増加する紛争に対応しつつ、さらに、裁判外での紛争解決の指針となるような質の高い判断を示すことにより、今後もその役割を強化していく必要があるという方向性でまとめられていること、が挙げられる。

(山本委員)

裁判所とADR等とのあるべき役割分担の形を分析する中で、裁判所の果たすべき役割を明確にしつつ基盤整備の必要性を示すという、報告書の全体像については、異論はない。

報告書案には、厚生労働省が導入を検討している医療事故の調査制度に

についての記載があるが、現在、同制度も含めた医療法の改正法案を秋の臨時国会に提出することを視野に入れた検討が進められており、この点にも配慮する必要があるのではないか。

高齢化の進行等によって遺産紛争が量的に増加し、質的にも複雑困難化する中にあるのは、遺言等の遺産紛争の予防や複雑化の防止に資する諸制度が有効に活用されることが望ましいが、その理由が、裁判所の負担を減らすためであると誤解されないようにする必要があろう。

(仙田委員)

建築関係訴訟に関しては、全国的な統計データは平成18年以降のものしか掲載されていないが、東京地裁における統計データについては、概略的なものとして、もう少し過去のものも存在するようなので、掲載を検討してはどうか。

(岡崎民事局第一課長)

瑕疵主張の有無別を含めた全国的な統計データは平成18年以降のものしかないので、報告書案には平成18年以降のものを掲載した。

このデータとは連続性はないが、東京地裁等では、建築関係訴訟に関する初期的な調査として、サンプル調査に基づきその平均審理期間等を分析し、その調査結果を公刊物に公表している。

(仙田委員)

「弁護士へのアクセスの充実」については、弁護士の専門認定制度のように、医療や建築といった専門的知見を要する分野に関する弁護士の専門性が依頼者側に開示されるような制度が導入されることが望ましい。

(中尾委員)

専門認定制度は、第4回報告書においても、法的アクセスの向上につながる施策として提示しているので、この点を紹介してはどうか。

(高橋座長)

事件の動向については、特に民事訴訟については、過払金返還請求訴訟の影響が大きく表れているが、平成24年の過払金返還請求訴訟以外の事件の新受件数を見ると、若干増加しているようである。また、少額訴訟の件数は減少しているようであるが、労働審判は増加しており、全体として事件が減っているわけではないように思う。今回の報告では、法的紛争は増加するという方向で分析をしているが、全体としてみれば、今後、法的紛争が減ることはないであろう。

(二島委員)

労働審判など、分野によっては事件数が増加しているのであり、全ての法的紛争の動向を把握する必要があると思われるが、この点は、今後の課題であろう。

裁判外も含めた広い範囲で見れば、今後、法的紛争が増加していくことは間違いのないであろう。

ウ 概況編に関する意見交換について

(ア) 民事第一審訴訟事件等に関する各パートについての意見交換

岡崎民事局第一課長から、民事第一審訴訟事件、医事関係訴訟及び建築関係訴訟について、平成24年の最新データに基づき、主要な統計データの説明がされるとともに、民事第一審訴訟事件については、平成18年以降は、過払金返還請求訴訟の急増とその後の減少という影響を受けてきたが、近時、その影響を脱しつつあるものと考えられ、今後の事件動向を注視する必要があること、これまでの報告書で指摘されてきた長期化要因については、直近の統計データから見ても特に状況の変化がないこと、第4回報告書で提示した施策については、前回の検討会で説明したとおりの内容を報告書案においても記載していることなどが説明された。

また、三輪行政局第一課長から、行政事件訴訟、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟について、平成24年の最新データに基づき、主要な統計データの

説明がされるとともに、これまでの報告書で指摘されてきた長期化要因については、直近の統計データから見ても特に状況の変化がないこと、第4回報告書で提示した施策については、前回の検討会で説明したとおりの内容を報告書案においても記載していることなどが説明された。

(甲斐委員)

民事第一審訴訟事件については、近時、過払金返還請求訴訟をおおむね除いた事件の平均審理期間に若干の長期化が見られる。その要因としては、過払金返還請求訴訟の急増により裁判官の負担が増大し、そのことが他の事件の審理にも影響を及ぼしている点を指摘することができるが、実際に地裁で民事訴訟を担当している者の実感としては、それだけではなく、審理に労力・時間を要する複雑困難な事件が増加しているという点も指摘できると思われる。一例を挙げると、遺言無効確認請求訴訟や遺留分減殺請求訴訟などの遺産に関する紛争や、高齢者の預金が近親者によって費消されたことによる損害賠償請求や不当利得返還請求などの事案において、争点が多岐にわたるなどのために審理が長期化する傾向にあるように思われ、こうした複雑困難な事件が増加していることも、過払金返還請求訴訟以外の事件において審理期間が長期化している一因として考えられるのではないかと。

(中尾委員)

平成22年以降平均審理期間が長期化した要因として、第4回報告書の概況編では、過払金返還請求訴訟のうち早期に終局する事件の割合が減少し、従前と比較して過払金返還請求訴訟の処理に時間を要するようになったことを指摘しているが、過払金返還請求訴訟の急増によって裁判官の負担が増大したという分析は、第4回報告書とは異なる分析をしているのか。

(甲斐委員)

第4回報告書での分析は、過払金返還請求訴訟を含めた民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間が、平成22年以降長期化したことについての分析である。先ほどの話は、民事第一審訴訟事件のうちの、おおむね過払金返還請求事件を除いた事件が、近時は長期化傾向にあるという理由として、過払金返還請求訴訟の急増による裁判官の負担の増大のほか、複雑困難な事件が増加していることが指摘できるというものである。したがって、第4回報告書との分析とは、異なる分析をしているわけではないと理解している。

(二島委員)

審理に時間がかかる事案が増えているという印象はある。例えば、従来、ファイナンス・リースの事案では、ユーザーのサプライヤーに対する抗弁が、リース会社との関係で主張されることはあまりなかったが、最近では、一定の事実関係のもとでは、サプライヤーに対する抗弁を根拠に、リース料の支払を信義則上拒絶できるという主張が盛んにされるようになった結果、その点を判断するだけでも、審理が長期化するようになってきている。今後、弁護士数の増加に伴い、従来問題とならなかったような法的な論点が掘り起こされるようになり、その結果、紛争の複雑化・先鋭化につながることもあるだろう。

(中尾委員)

紛争自体の複雑困難化も長期化要因の一つではあるのだろうが、既済事件の審理期間別事件数の推移を見ると、平成22年頃と比べると、平成24年には6月以内に終局した事件の割合が激減している。これが平均審理期間を押し上げている主要な要因ではないかと思われる。

(甲斐委員)

平成22年頃、6月以内に終局する事件の割合が大きかったのは、比較的早期に終局することの多い過払金返還請求訴訟の事件数が多かった

ことによるものと思われるが、これは実務における実感とも一致している。

(高橋座長)

紛争の複雑困難化という点は、数字で裏付けることはできないが、社会的要因編においても、紛争の複雑化・多様化という方向の分析をしているのであるから、審理期間の長期化要因の一つの可能性として、複雑困難な事件が増加していることを指摘することも考えられよう。

(イ) 刑事第一審訴訟事件に関する各パートについての意見交換

高橋刑事局第一課長から、刑事第一審訴訟事件について、平成24年の最新データに基づき、主要な統計データの説明がされるとともに、前回の検討会における指摘を踏まえた修正を行ったことなどが説明された。

(酒巻委員)

今回の報告では、裁判員裁判については、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」の一部を引用することになっているが、同報告書の全体にも簡単にアクセスできるように、同報告書の電子データがアップロードされている裁判所のウェブサイトのURLを紹介するとよい。

(ウ) 家事事件の概況に関する各パートについての意見交換

馬渡家庭局第一課長から、人事訴訟、家事事件及び遺産分割事件について、平成24年の最新データに基づき、主要な統計データの説明がされるとともに、第4回報告書で提示した施策については、前回の検討会で説明したとおりの内容を報告書案においても記載していることなどが説明された。

(高橋座長)

社会的要因編の分析とも関連するが、遺産分割事件は、事件数が増加する中であって、審理期間の短縮化が進んでいるところ、家事の分野では、民間型・行政型ADRの利用は少ないので、今後も、増加する事件を裁判

所が一手に引き受けていくことになるのだろう。

(工) 上訴審における訴訟事件の概況に関する各パートについての意見交換

佐々木総務局参事官から、控訴審及び上告審における民事訴訟事件、行政訴訟事件及び刑事訴訟事件について、平成24年の最新データに基づき、主要な統計データの説明がされた。

(山本委員)

報告書案における分析に異論はないが、上告審の民事事件の審理期間別事件割合の推移を見ると、近時は、短期間で終局する事件の割合が減少傾向にある。平成20年頃から上告審における新受件数が増加したことが、その要因の一つであると考えられるが、その他に、事件の複雑困難化による影響があるのかも含めて、今後も事件動向を注視する必要がある。

(中尾委員)

2, 3年前と比べると、全体的に、上告審における審理期間が長期化しているという実感がある。平成20年頃から新受件数が増加したことも関係があると思われるが、なぜ新受件数が増えたのかも含めて、以前から関心を寄せていたところであった。

(佐々木総務局参事官)

上告審における民事事件の新受件数は、平成20年以降増加しているが、民事第一審訴訟の新受件数が平成21年をピークとして減少していることもあり、これが今後の上告審における新受件数の動向にどのように影響するかは問題である。第4回報告書において指摘されている上告審に係る種々の視点を踏まえ、今後の事件動向を引き続き注視する必要があるものと考えられる。

(小林審議官)

現在の上告制度が導入される前の平成10年以前と比べると、全体的に審理期間はかなり短縮されてきている。もっとも、近時は、事件動向と連

動する形で審理期間が変動しているようであり，今後も引き続き事件動向を注視する必要がある。

（水野委員）

上告審における刑事訴訟事件については，大半の事件はすぐに終局する一方で，ごく一部の事件は時間がかかるという状況にあるため，全ての事件を母数にして平均審理期間を算出すると，必ずしも実像が浮かび上がることにはならない。この点には今後留意する必要がある。

（高橋座長）

上告審については，今後も事件動向を注視する必要がある。

エ 今後の検証の在り方についての意見交換

小林審議官から，今後の検証の在り方について，今回の報告は，迅速化法施行後10年の節目に当たるが，迅速化法の附則3項では，施行後10年を経過した場合に法の施行状況について検討を加え，必要があるときは所要の措置を講ずるものとされているものの，迅速化の検証自体に期限が設けられているわけではないため，迅速化法が改廃されない限り，今後も迅速化検証は継続されること，第6クール以降の在り方としては，当面は，統計データの分析を中心としつつ，主に第一審の運用を対象として，従来の検証において示された長期化要因の分析や運用上の施策のフォローアップをするという方針で検証を行うことが考えられることなどが説明された。

（山本委員）

今後の検証の在り方については，特に異論はない。

第4回における施策編や今回の社会的要因編に相当するようなものを2年ごとに作成するのは難しいだろうが，統計データは継続的に集計し続けることに意味があるから，今後も継続的に，概況編に相当するものを公表していくべきであろう。

（二島委員）

第4回報告書で提示された施策については、現在どのように受け止められているのか。

(小林審議官)

第4回報告書では、できる限り広範に施策を取り上げて整理しているが、これは、いわば議論のたたき台となるものである。今後、これらの施策を進めるに当たっては、関係機関等による十分な検討が必要なものもあり、もう少し様子を見る必要があるだろう。

(野間委員)

第6クールでは、統計データの分析だけでなく、実情調査なども行っていくのか。

(小林審議官)

具体的な検証作業の内容については今後検討する必要があるが、フォローアップ等のために必要な調査は実施することになるだろう。

(水野委員)

これまでの検証結果や第4回報告書で提言された施策が、今後、どのように反映されていくのかについては関心を持っている。また、社会的要因編では様々な裁判外の制度等が紹介されているが、現段階では未知数のものも多く、それらが将来的に、どのような役割を果たし、迅速化にどのような影響を与えていくかという点も、今後、フォローしていく必要があるように思われる。

(小林審議官)

裁判外の状況については、今後の社会の変容を注視しながら、ある程度長期的なスパンで検討すべき問題であると考えている。

(仙田委員)

統計データについては、学術的な観点からも重要であり、今後も集計を続けていく必要があるだろう。

紛争というのは、失敗の結果といえるのであり、それをフィードバックして、紛争の予防や早期解決につなげることが重要である。建築学会にもまだまだ取り組むべき課題は多いが、そういった課題の解決に有用な場としても、この検討会が今後も継続されることを望んでいる。

(高橋座長)

第4回報告書で提言した施策がその後どうなっているのかという点は、関心の集まる場所であるし、提言だけで終わってはいけませんが、裁判所の努力だけで実現できるようなものでもない。今後は、提言された施策を受けて、検討会の場ではなく、学会や弁護士会等、様々な場所で、必要な努力を続けていく必要があり、第6クール以降は、関係機関の努力が続けられる中で、情報提供やアイデアの提案などを考えていくことになる。

オ 全体的な感想等について

(中尾委員)

この10年間、基盤整備法である迅速化法の理念・趣旨に則った基盤整備が着々と進められてきたと思う。今回の社会的要因の検証では、裁判所の基盤を拡充する中で顕在化する紛争を解決していくという方向性が提示されており、大きな意義があると考えている。

迅速化検証は、10年目でゴールではなく、これまでの検証結果がどのように活用されているのかを振り返ることも必要であり、しかるべき時期が来れば、それらの検証結果の活用状況を踏まえた検証を行えばよいのではないかと思う。

(高橋座長)

これまでの検証は、円滑に進み、成果も着実に出してきたといえるが、そうであるが故に、これまでの成果を前提に、今後どのように検証を続けていくのが重要になる。

(野間委員)

裁判所が社会的要因に着目したということは、例がないことと思われ、この点は、社会的にも注目されるのではないかと思われる。

(仙田委員)

この10年間、建築学会と裁判所とは良好な関係を築くことができたと感じているが、今後もこのような関係が継続することを望んでいる。

どんなに難しい建築紛争であっても、2年以内に解決できなければ、当事者にとって負担が大きくなってしまおうと感じており、早期解決が可能となるような環境が整備されることが理想である。

(山本委員)

民事の分野では、この10年間、統計データが過払金返還請求訴訟の影響を大きく受けたところがあるが、これからの10年は、過払金返還請求訴訟の影響を脱した後、法曹人口が拡大する中で、大きな変化がもたらされる可能性があると考えている。民事訴訟法改正後、審理期間は順調に短縮されてきたといえるが、今後、長期化に向かう可能性も否定できないのであり、統計データの収集も含め、検証を継続することは重要である。

(酒巻委員)

刑事司法については、この10年の間に、裁判員裁判という大変革があったが、まだ制度開始から間もないため、今後の統計データの集積を待つ必要があるだろう。

客観的な統計データは、司法分野の貴重な財産であり、今後もデータ分析を継続する意味は大きいですが、学会もそれに応えなければならぬと感じている。

(二島委員)

刑事司法の分野では、裁判員裁判や被害者参加制度の導入等の大きな変革を受けて、近年の統計データにも影響が表れているところがあるので、長期的に動向を注視する必要があるだろう。社会的要因の検証も、今回が出発点

だと考えており、今後の社会の変化を注視していく必要があるだろう。

(細田委員)

初期の検証ではデータの分析が中心であったが、最近では裁判所もマーケティングの視点を取り入れてきているように感じており、興味深い。

裁判員裁判については、実務家として努力しているところであり、今後、この検討会でも、必要に応じて実情を報告したい。

(水野委員)

民事訴訟の分野では過払金返還請求訴訟という現象が生じたが、社会は常に変動し、次から次へと新しい問題が起きているのであり、法曹人口の増加がどのように影響してくるかなども、今後、注視していく必要がある。そういった意味でも、継続的に検証を続けていくことには意味があるだろう。

(2) 今後の予定について

今回の意見交換等を踏まえた修正作業は座長と事務局において行うこと、第5回検証結果の公表は7月中旬を予定していることのほか、次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第51回 平成25年9月30日(月)午後3時から

(以上)